

第九号

徳島県都市公園条例の一部改正について

徳島県都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年十一月二十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県都市公園条例の一部を改正する条例

徳島県都市公園条例（昭和三十二年徳島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第二項中「の条例」を「（法第五条の九第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の条例」に、「第五項まで」を「第六項まで」に改め、同条に次の一項を加える。

3 令第八条第一項の条例で定める割合は、百分の五十とする。

第二十一条中「第五条の三」を「第五条の十一」に改める。

別表第一 徳島県鳴門総合運動公園の項中「体育館冷暖房施設」を「体育館冷暖房施設 武道館冷暖房施設」に改める。

別表第二の二の表中「第七条第二号」を「第七条第一項第二号」に、「第七条第三号」を「第七条第一項第三号」に、「第十二条第二号」を「第十二条第二項第二号」に、「第七条第六号」を「第七条第一項第六号」に、「第十二条第七号」を「第十二条第二項第七号」に改める。

別表第二のその二の表中

野球場用照明施設	一時間	五、〇八〇円
----------	-----	--------

を

野球場用照明施設	照度特
	照度一
	照度二
	照度三
	照度四

	一時間	三、八四〇円
	一時間	五、〇八〇円
	一時間	六、二六〇円
	一時間	三、一五〇円
	一時間	三、五三〇円

に、

体育館冷暖房施設	メインアリーナ	一時間	二、四二〇円
	サブアリーナ	一時間	二、三四〇円

を

武道館冷暖房施設	柔
	剣
体育館冷暖房施設	大
	サ
	メ

インアリーナ	一時間	二、四二〇円
ブアリーナ	一時間	二、三四〇円
道場（諸室を含む。）	一時間	二、九五〇円
道場	一時間	五〇〇円
道場	一時間	五〇〇円

に改める。

別表第三備考中第十五項を第十六項とし、第七項から第十四項までを一項ずつ繰り下げ、第六項の次に次の一項を加える。

7 野球場用照明施設の「照度特」、「照度一」、「照度二」、「照度三」及び「照度四」とは、照明の明るさの度合いをいい、その基準については、知事が別に定めるところによる。

附 則

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第一条の三の改正規定、第二十一条の改正規定及び別表第二の二の表の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に許可又は承認を受けている都市公園の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

徳島県鳴門総合運動公園の武道館に冷暖房施設を新設すること等に伴い、その使用料の額等について所要の改正を行うとともに、都市公園法及び都市公園法施行令の一部が改正されたことに伴い、都市公園における運動施設の敷地面積の割合の上限を条例で定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。